

地方譲与税

地方譲与税とは、国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与するものをいいます。平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められ、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税の用途制限は廃止されました。

地方揮発油譲与税 国は揮発油に対して揮発油税と地方道路税を課税していますが、地方道路税は地方揮発油譲与税として地方団体に譲与されることになっており、総額の58%が都道府県及び指定都市に、残り42%が一般市町村に対し、それぞれ道路の面積及び延長であん分して譲与されます。本年度の本県への譲与額は、13億2,000万円を見込んでいます。

地方道路譲与税 改正前に課税された道路特定財源分は、引き続き地方道路譲与税として譲与され、用途は道路事業に限定されます。本年度の本県への譲与額は、7億8,500万円を見込んでいます。

石油ガス譲与税 国は自動車燃料として広く使用されるようになった液化石油ガス（LPG）に対して石油ガス税を課税していますが、その収入の半分に相当する額が地方揮発油譲与税と同様の基準にあん分して、都道府県及び指定都市に譲与されます。本年度の本県への譲与額は、1億5,400万円を見込んでいます。

航空機燃料譲与税 国は、航空機燃料に対して航空機燃料税を課税していますが、その収入の13分の2に相当する額が航空機騒音障害の防止、空港周辺地域の環境整備等の財源として地方団体に譲与されることになっており、5分の1が空港関係都道府県に、残り5分の4が空港関係市町村に対し、それぞれ着陸料の収入額及び騒音が特に著しい地区内の世帯数であん分して譲与されます。本年度の本県への譲与額は、1,500万円を見込んでいます。

地方法人特別譲与税の創設 平成20年度に、税制の抜本的な改革が行われるまでの間の措置として、地方法人特別譲与税が創設されました。偏在性の高い法人事業税の一部を国に移し、その分を人口、従業者数に応じて都道府県に譲与するもので、平成21年度から譲与が開始されました。

本年度の本県への譲与額は、87億8,100万円を見込んでいます。